

診療用放射線照射器具備付届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

管理者の住所  
管理者の氏名

診療用放射線照射器具を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は診療所に関する事項

名 称	
所 在 地	〒 電話： ファクシミリ：

2 診療用放射線照射装置に関する事項

型 式					
個 数					
装 備 す る 放 射 性 同 位 元 素	種 類(核種)				
	数 量	Bq	Bq	Bq	Bq
	物理的半減期が30日以下の場合				
	最大貯蔵予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq
	一日最大使用予定数量	Bq	Bq	Bq	Bq
用 途	核医学撮像装置の吸収補正用・血管内照射による放射線治療用・腔内又は組織内照射による放射線治療用・その他( )				
使 用 場 所	診療用放射線照射器具使用室・診療用放射線照射装置使用室・放射線治療病室・エックス線診療室・診療用放射性同位元素使用室・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室・ICU及びCCU・手術室・その他( )				

3 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要に関する事項

診療用放射線照射器具使用室の構造設備					
使用室名					
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置				有・無	
防護物の概要	区分	構造	材料	厚さ(cm)	
	天井				
	床				
	周囲の画壁	東			
		西			
		南			
		北			
出入口の扉					
出入口	出入口数		常時出入りする出入口	箇所	
			その他(非常口等)	箇所	
診療用放射線照射器具使用室である旨を示す標識				有・無	
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者に対するもの		有・無	
		従事者に対するもの		有・無	
使用室内でのエックス線装置の使用(位置確認)				有・無	
貯蔵施設の構造設備					
貯蔵室又は貯蔵箱の場所				別添図面のとおり	
外部と区画された構造				有・無	
貯蔵施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置				有・無	
貯蔵室又は貯蔵箱の隔壁等の材質					

貯蔵室	主要構造部等	耐火構造		有・無	
	出入口の構造等	開口部	特定防火設備に該当する防火戸	有・無	
		出入口の数	常時出入りする出入口		箇所
			その他(非常口等)		箇所
貯蔵箱等	主要構造部等	耐火構造		有・無	
	扉やふた等開放時の1mの距離における実効線量が100 $\mu$ Sv/時以下となる措置			有・無	
貯蔵容器		有・無(理由: )			
(有の場合)	耐火性の構造			有・無	
	材質				
	貯蔵時の1mの距離における実効線量が100 $\mu$ Sv/時以下となる措置			有・無	
	貯蔵容器である旨を示す標識			有・無	
	貯蔵する放射性同位元素の種類及び数量(ベクレル単位)の表示			有・無	
扉、ふた等外部に通ずる部分に、かぎその他閉鎖のための設備又は器具				有・無	
貯蔵施設である旨を示す標識				有・無	
受皿、吸収材その他汚染のひろがり防止のための設備又は器具				有・無	
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示				有・無	
運搬容器の構造設備					
材質					
運搬時の1mの距離における実効線量が100 $\mu$ Sv/時以下となる措置				有・無	
運搬容器である旨を示す標識				有・無	
運搬する放射性同位元素の種類及び数量(ベクレル単位)の表示				有・無	
放射線治療病室の構造設備					
使用室名					
天井、床及び周囲の隔壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置				有・無	

防護物の概要	区分		構造	材料	厚さ (cm)
	天井				
	床				
	周囲の画壁	東			
		西			
		南			
		北			
出入口の扉					
1室に2名以上を入院させる場合の患者の防護措置					有・無
放射線治療病室である旨を示す標識					有・無
内部の壁、床等の構造	突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少ない構造				有・無
	平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げ				有・無
目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示			患者に対するもの		有・無
			従事者に対するもの		有・無
治療を受けている患者に対する適当な標示					有・無
管理区域					
管理区域を設ける場所					別添図面のとおり
境界における外部放射線の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置					有・無
管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置					有・無
管理区域である旨を示す標識					有・無
敷地の境界等における防護					
居住区域及び敷地境界の実効線量が250 $\mu$ Sv/3月以下となる防護措置					有・無
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置					有・無

放射線診療従事者等の被ばく防止

防護措置 (放射線防護用具等)	<input type="checkbox"/> 鉗子・ピンセット等 <input type="checkbox"/> 防護衣 ( mmPb) <input type="checkbox"/> 防護衝立 ( mmPb) <input type="checkbox"/> 防護手袋 ( mmPb) <input type="checkbox"/> その他 ( )
被ばく線量の測定方法 (放射線測定器)	<input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計 <input type="checkbox"/> OSL線量計 <input type="checkbox"/> 電子式ポケット線量計 <input type="checkbox"/> TLD <input type="checkbox"/> その他 ( )

4 診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	職種	放射線診療に関する経歴(免許登録番号及び登録年月日)
		第 号 年 月 日登録

5 予定使用開始時期

年 月 日
-------

注意事項

- 放射線診療に従事する医師等の氏名欄には、診療用放射線照射器具を使用する全員の氏名を記入すること。
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び放射線治療病室の平面図及び立面図を添付すること(図面は、線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(m)、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること)。
- 使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書(放射線障害防止法第3条第2項による申請書の写等でも可)を添付すること。
- 特別の理由により診療用放射線照射器具をICU、CCU及び手術室において一時的に使用する場合は、適切な防護措置及び汚染防護措置を講じた内容等を記載した書面を添付すること。
- 該当しない箇所で、特に記入を要しないものについては、「—(横棒)」又は「/ (斜線)」を記入すること。